

国自旅第418号
令和6年3月29日

公益社団法人日本バス協会会長 殿

国土交通省
物流・自動車局長
(公印省略)

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に
関する処理方針等通達の一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局長及び沖縄総合事務局長
あて通達したので、貴協会においてもその旨了知されるとともに、傘下会
員に対して周知されたい。



国自旅第418号
令和6年3月29日

各地方運輸局長 殿
沖縄総合事務局長 殿

物流・自動車局長
(公印省略)

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に
関する処理方針等通達の一部改正について

「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針」（平成13年12月5日付国自旅第116号）及び「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度（平成13年12月5日付国自旅第118号）」の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれない。

なお、本件については、公益社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針（平成13年12月5日付国自旅第116号）の一部改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">国自旅第116号 平成13年12月5日</p> <p>一部改正 平成18年9月15日 一部改正 平成20年6月27日 一部改正 平成22年10月6日 一部改正 令和3年12月27日 一部改正 令和5年10月1日 <u>一部改正 令和6年3月29日</u></p>	<p style="text-align: right;">国自旅第116号 平成13年12月5日</p> <p>一部改正 平成18年9月15日 一部改正 平成20年6月27日 一部改正 平成22年10月6日 一部改正 令和3年12月27日 一部改正 令和5年10月1日</p>
<p>地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局長</p>	<p>地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車交通局長</p>
<p>一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針</p> <p>道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、運賃及び料金の認可制が上限認可制へと変更されたことを受け、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針について、下記のとおり定めたので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれない。</p> <p>また、本件については、社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p>	<p>一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針</p> <p>道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行に伴い、運賃及び料金の認可制が上限認可制へと変更されたことを受け、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の上限の認可に関する処理方針について、下記のとおり定めたので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれない。</p> <p>また、本件については、社団法人日本バス協会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p>

記

第1～第4 (略)

第5 上限運賃の水準に関する特例

1. ～4. (略)

5. 特定利用運賃

制度通達Ⅱ. 第3. 5に定めるところにより、特定利用運賃は、自社の基準賃率等により算出される上限運賃額を上回る運賃額を設定することができるものとし、運賃設定地域における上限運賃の変更又は設定と同時に設定するものとする。

この場合において、当該運賃設定地域における第7. (1)に基づく運送収入の算定にあたっては、当該特定利用運賃及び同時に設定する高頻度利用者割引等の割引運賃を適用した収入による算定を行うものとする。

また、当該割引運賃は、日常的に当該路線を利用する利用者に対しては、当該運賃設定地域の上限運賃額と概ね同程度の額となるように設定するものとする

なお、当該特定利用運賃の額及び当該上限運賃額のいずれもそれぞれの適用対象に係る上限運賃額とする。

第6 上限運賃の変更

1. 上限運賃の変更要否基準等

(1) 第3 3. の上限運賃の設定地域等の単位ごとに、平年度の適正利潤を含む収支率が100%以下と推定される場合で上限運賃の引き上げによらなければ収支改善が見込めない場合についてのみ、上限運賃の引き上げを認めるものとする。

第7 その他

5. 実施時期等

記

第1～第4 (略)

第5 上限運賃の水準に関する特例

1. ～4. (略)

(新設)

第6 上限運賃の変更

1. 上限運賃の変更要否基準等

(1) 第3 3. の上限運賃の設定地域等の単位ごとに、原価計算の基礎となる実績年度の適正利潤を含む収支率が100%以下の場合、又は、その翌年度の適正利潤を含む収支率が100%以下と推定される場合で上限運賃の引き上げによらなければ収支改善が見込めない場合についてのみ、上限運賃の引き上げを認めるものとする。

第7 その他

5. 実施時期等

本処理方針は、令和6年3月29日以降に申請を受け付けたものから適用する。

(別紙2)

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃原価・収入の算定基準

第1～第5 (略)

第6. 原価の算定

1. (略)

2. (略)

(1) 人件費

人件費は、給与、退職金、厚生費の合計額とし、次式により算定する。

イ. 給与

標準平均給与月額×標準増加率×平年度支給延人員

[算定基礎]

① 標準平均給与月額

$\frac{\text{実績平均給与月額} + (\text{実績平均給与月額} + \text{全産業平均給与月額})}{2}$

÷2で得た額の高い額を標準平均給与月額とする。

ただし、実績平均給与月額が、他の公共事業（電気、ガス及び

本処理方針は、令和5年10月1日以降に申請を受け付けたものから適用する。

(別紙2)

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃原価・収入の算定基準

第1～第5 (略)

第6. 原価の算定

1. (略)

2. 要素別原価の算定

一般バスについては、当該ブロックの標準原価、標準原単位を用いて、以下の基準により算定する。ただし、離島又は過疎地域等を運賃設定地域等とする場合であって、経営実態等から当該ブロックの標準原価、標準原単位を用いることが適当ではないと認められる場合は、実際原価を基礎に算定するものとする。また、限定バス（それぞれ「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金の制度について」（平成13年12月5日国自旅第118号）に定めるところによる。以下同じ。）については、原則として実際原価を基礎に以下の基準を準用して算定するものとする。

(1) 人件費

人件費は、給与、退職金、厚生費の合計額とし、次式により算定する。

イ. 給与

標準平均給与月額×標準増加率×平年度支給延人員

[算定基礎]

① 標準平均給与月額

$\frac{\text{実績平均給与月額} + \text{全産業平均給与月額}}{2}$

鉄道)の平均給与月額を上回る場合(当該事業者の人材不足、採用状況等の実態を勘案し、実績平均給与月額が人材確保等に必要水準と認められる場合を除く。)は、(実績平均給与月額+他の公共事業(電気、ガス及び鉄道)の平均給与月額)÷2で得た額とする。

・実績平均給与月額

次式により算出する。

実績給与支給総額÷総支給延人員

・全産業平均給与月額

「厚生労働省賃金構造基本統計調査」の産業計(都道府県別・企業規模別)における「きまって支給する現金給与額」と「年間賞与その他特別給与額」を用いて算定する。

・他の公共事業(電気、ガス及び鉄道)の平均給与月額

「厚生労働省賃金構造基本統計調査」の産業別(全国・電気業、ガス業及び鉄道業)における「きまって支給する現金給与額」と「年間賞与その他特別給与額」及び全産業平均給与月額の産業計(都道府県別)を用いて次式により算定する。

平均給与月額×各都道府県の全産業平均の全国比率

② 標準増加率

翌年度・・・当該ブロックの平均増加率とする。ただし、春闘等により事業者の翌年度の給与水準が確定している場合、当該事業者の賃金上昇率により算定することができる。

平年度・・・運賃原価算定デフレーターにより算定する。

③ 平年度支給延人員

(総支給延人員+算定支給延人員)÷2

算定支給延人員は次式により算定する。

・実績平均給与月額

次式により算出する。

実績給与支給総額÷総支給延人員

・全産業平均給与月額

「厚生労働省賃金構造基本統計調査」の産業計(都道府県別・企業規模別)における「きまって支給する現金給与額」と「年間賞与その他特別給与額」を用いて算定する。

(新設)

② 標準増加率

翌年度・・・当該ブロックの平均増加率とする。

平年度・・・運賃原価算定デフレーターにより算定する。

③ 平年度支給延人員

(総支給延人員+算定支給延人員)÷2

算定支給延人員は次式により算定する。

実年間総労働時間÷全産業における月間平均労働時間

- ・実年間総労働時間
人件費が発生する従業員の実年間総労働時間とし、休憩時間その他人件費が発生しない労務に係る労働時間は除く。
 - ・全産業における月間平均労働時間
「厚生労働省賃金構造基本統計調査」の産業計（都道府県別・企業規模別）における「所定内実労働時間」と「超過実労働時間数」を用いて算定する。
- ロ. ～ハ. (略)

(2) 燃料油脂費

次式により算定する。

軽油算定額+その他燃料算定額

[算定基礎]

① 軽油算定額

査定単価×査定軽油使用量×査定油脂比率

(ブロック最近時軽油単価+実績最近時軽油単価)÷2で得た額と

実績年度平均単価×変動率で得た額の低い額を査定単価とする。

なお、軽油単価が補助等により抑制（補助）されている場合は、抑制（補助）相当額を実績単価に加算して算定できる。

② その他燃料算定額

実績額を基準に算定する。

(3) (略)

(4) 車両償却費

次式により算定する。

(標準車両価格+実績車両価格)÷2×運賃原価算定デフレーター

×平年度所要代替車両数

[算定基礎]

実年間総労働時間÷全産業における月間平均労働時間

- ・実年間総労働時間
人件費が発生する従業員の実年間総労働時間とし、休憩時間その他人件費が発生しない労務に係る労働時間は除く。
 - ・全産業における月間平均労働時間
「厚生労働省賃金構造基本統計調査」の産業計（都道府県別・企業規模別）における「所定内実労働時間」と「超過実労働時間数」を用いて算定する。
- ロ. ～ハ. (略)

(2) 燃料油脂費

次式により算定する。

(新設)

査定単価×査定軽油使用量×査定油脂比率

(ブロック最近時軽油単価+実績最近時軽油単価)÷2で得た額と

実績年度平均単価×変動率で得た額の低い額を査定単価とする。

(新設)

(3) (略)

(4) 車両償却費

次式により算定する。

(標準車両価格+実績車両価格)÷2×運賃原価算定デフレーター

×平年度期中平均車両数×償却率

[算定基礎]

標準車両価格・・・当該ブロックの定員別平均車両価格による。
(削る)
平年度所要代替車両数・実績年度の平均車齢を維持する代替車両数を基礎として算定する。

(5) その他運送費

その他運送費は、自動車損害賠償保険料、自動車税、自動車重量税及びその他の費用（道路使用料を除く）を合計した額とし、次式により算定する。

イ. 自動車損害賠償保険料

1 両当り保険料×平年度期中平均車両数

ロ. 自動車税及び自動車重量税

1 両当り税額×平年度期中平均車両数

ハ. 運行委託料

過去3年間の実績の推移及び運行委託の計画を基礎に算定する。

二. その他

$(\text{車キロ当り標準原価} + \text{車キロ当り実績原価}) \div 2 \times \text{運賃原価}$
算定デフレーター×平年度実車走行キロ

上記に加え、申請より次に掲げる方法により算定することができる。

a 政策的に必要性の高い設備投資に対応する償却費の算定

政策的に必要性の高い設備投資（DX・GX関係、人材確保関係等）に係る償却費については、標準原価を適用せず実績原価により算定することができる。

b 平年度を超える期間における償却費の算定

事業者が提出する投資計画に基づき、平年度（翌年度）を含む将来5年間の限度とする期間を対象とし、当該期間の年平均額の償却費を加算して算定する。（実績に同種の設備投資がある場合は、相当額を控除のうえ加算する）

(6)～(8) (略)

標準車両価格・・・当該ブロックの定員別平均車両価格による。
償却率・・・・・・・・定額法、5年償却による償却率とする。
(新設)

(5) その他運送費

その他運送費は、自動車損害賠償保険料、自動車税、自動車重量税及びその他の費用（道路使用料を除く）を合計した額とし、次式により算定する。

イ. 自動車損害賠償保険料

1 両当り保険料×平年度期中平均車両数

ロ. 自動車税及び自動車重量税

1 両当り税額×平年度期中平均車両数

ハ. 運行委託料

過去3年間の実績の推移及び運行委託の計画を基礎に算定する。

二. その他

$(\text{車キロ当り標準原価} + \text{車キロ当り実績原価}) \div 2 \times \text{運賃原価}$
算定デフレーター×平年度実車走行キロ

(新設)

(新設)

(6)～(8) (略)

第7. 収入の算定

(1) 運送収入

原価計算期間中の輸送人員を基礎に1人平均支払額、定期、定期外旅客の構成比率等を考慮し、運賃改定率に応じた標準逸走率を見込み適正に算定した額とする。

なお、1人平均支払額の算定にあつては、制度通達Ⅱ第6. 1. 障がい者等割引運賃を適用して算定するものとし、他の割引運賃については実績のほか、改定と同時に設定する割引運賃を適用して算定できるものとする。

(2) ~ (4) (略)

第8. ~第9. (略)

第10. その他

第6. (5) 二. bにより将来設備投資を反映して算定した場合には、上限運賃の認可に際し、事後検証に必要となる条件を付すものとする。

第7. 収入の算定

(1) 運送収入

原価計算期間中の輸送人員を基礎に1人平均支払額、定期、定期外旅客の構成比率等を考慮し、運賃改定率に応じた標準逸走率を見込み適正に算定した額とする。

(2) ~ (4) (略)

第8. ~第9. (略)

(新設)

一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度（平成13年12月5日付国自旅第118号）の一部改正案 新旧対照表

改正後	改正前
<p style="text-align: right;">国自旅第118号 平成13年12月5日</p> <p>一部改正 平成18年9月15日 一部改正 平成20年6月27日 一部改正 平成24年7月31日 一部改正 令和5年5月31日 一部改正 令和5年10月1日 一部改正 令和5年12月28日 一部改正 令和6年3月29日</p> <p>地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p style="text-align: center;">一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度</p> <p>道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（平成12年法律第86号）の施行に伴い、運賃及び料金の認可制が上限の認可を受けた範囲内で適用する運賃を届け出る上限認可制へと変更されたことを受け、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度（平成7年9月6日付け自旅第191号）の全部を別紙の通り改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれない。</p> <p>また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p>	<p style="text-align: right;">国自旅第118号 平成13年12月5日</p> <p>一部改正 平成18年9月15日 一部改正 平成20年6月27日 一部改正 平成24年7月31日 一部改正 令和5年5月31日 一部改正 令和5年10月1日 一部改正 令和5年12月28日</p> <p>地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p> <p style="text-align: center;">自動車局長</p> <p style="text-align: center;">一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度</p> <p>道路運送法及びタクシー業務適正化臨時措置法の一部を改正する法律（平成12年法律第86号）の施行に伴い、運賃及び料金の認可制が上限の認可を受けた範囲内で適用する運賃を届け出る上限認可制へと変更されたことを受け、一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度（平成7年9月6日付け自旅第191号）の全部を別紙の通り改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれない。</p> <p>また、本件については、公益社団法人日本バス協会会長及び一般社団法人全国ハイヤー・タクシー連合会会長あて別添のとおり通知したので申し添える。</p>

「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」

目次

- I. 総則（略）
- II 上限運賃及び実施運賃
 - 第1～第2（略）
 - 第3. 上限運賃の水準に関する特例
 - 1. 特定路線運賃
 - 2. 面的競合の場合
 - 3. 初乗運賃
 - 4. 割増運賃
 - 5. 特定利用運賃
 - 第4.～第7.（略）
- III. ～IV.（略）

- I. 総則
 - 1.（略）
 - 2. 用語の定義
 - (1)～(8)（略）
 - (9)（略）

(10)「特定利用運賃」とは、上限運賃の設定地域における定期旅客運賃及び回数旅客運賃を適用した地元利用者の利用割合が小さい路線において、混雑緩和を目的として、日常的に利用している利用者への割引を前提に、自社の基準賃率等により算出される上限運賃額を上回る運賃額の設定を行う運賃をいう。

「一般乗合旅客自動車運送事業の運賃及び料金に関する制度」

目次

- I. 総則（略）
- II 上限運賃及び実施運賃
 - 第1～第2（略）
 - 第3. 上限運賃の水準に関する特例
 - 1. 特定路線運賃
 - 2. 面的競合の場合
 - 3. 初乗運賃
 - 4. 割増運賃
 - 5. (新設)
 - 第4.～第7.（略）
- III. ～IV.（略）

- I. 総則（略）
 - 1.（略）
 - 2. 用語の定義
 - (1)～(8)（略）

(9)「特定路線運賃」とは、自社又は他社の路線と競合する場合に共通乗車等利用者の利便を図る観点から運賃調整が必要な場合、又は運賃設定上の不合理を調整する場合にあって、自社の基準賃率等により算出される上限運賃額を上回る運賃額の設定を行う運賃をいう。

(新設)

(11) (略)

(12) (略)

II. 上限運賃及び実施運賃

第1. ～第2. (略)

第3. 上限運賃の水準に関する特例

1. ～3. (略)

4. 割増運賃

(1) (略)

(2)

イ. ①～④ (略)

⑤ 「一般乗合旅客自動車運送事業における運賃収入の増加を目的としない運賃の上限変更に関する処理方針について（令和6年3月29日国自旅第422号）」による割増運賃を設定する場合

ロ. (略)

5. 特定利用運賃

上限運賃の設定地域における定期旅客運賃及び回数旅客運賃を適用した地元利用者の利用割合が小さい路線の運賃は、第6-2. 高頻度利用者割引等による利用頻度の高い利用者に配慮した割引運賃を同時に

(10) 「大人運賃」とは、適用旅客の範囲を中学生以上とする運賃をいう。

(11) 「小児運賃」とは、適用旅客の範囲を小学生以下とする運賃をいう。

II. 上限運賃及び実施運賃

第1. ～第2. (略)

第3. 上限運賃の水準に関する特例

1. ～3. (略)

4. 割増運賃

(1) 有料道路割増

一般バス及び限定バスの路線で道路整備特別措置法に基づく有料道路、道路運送法に基づく一般自動車道及びその他の有料道路区間については、有料道路割増の適用を認めるものとする。

(2) 特殊割増

イ. 次に掲げる場合は事情に応じて、特殊割増を適用しても差し支えない。割増率は、それぞれ当該路線の運送原価、旅客の運賃負担力、他の交通機関との関連等を勘案のうえ、定めるものとする。

① 深夜早朝(原則23時以降5時まで)の間にバスを運行する場合

② 登山、スキー、スケート等の観光客を対象にバスを運行する場合

③ 劇場、野球場等の一時的な需要に応じてバスを運行する場合

④ その他特殊な路線であって当該路線の運送原価が他の路線に比較して著しく高い場合

(新設)

ロ. (略)

(新設)

設定する場合においては、必要に応じて基準賃率等によって算定される運賃を超えた上限運賃額を設定することができる。

この場合において、上限運賃額の2倍程度までは、他の交通機関との関連や旅客の運賃負担力等を勘案の上、算出基礎の添付を省略できるものとするが、設定する運賃額と上限運賃額の差が合理的な範囲となるよう設定するものとする。

第4. ～第5. (略)

第6. 割引運賃の種類

1. (略)

2. 営業割引運賃

需要喚起等を目的として、適用する期間又は区間その他の条件を付して設定する運賃であって一般割引運賃以外のものであり、主な種類は次のとおりとする。

(1) 特殊普通旅客運賃

イ. 団体割引乗車券類、学生団体割引乗車券類等

ロ. 利用日限定乗降フリー乗車券類

例：1日乗降フリー乗車券類、特定地域内乗降フリー1日乗車券類等

ハ. 記念乗車券類（適用期間を限定したもの）

ニ. 高頻度利用者割引乗車券（一定期間の乗車回数に応じて販売額等を変動させるもの）

ホ. キャッシュレス割引乗車券

ヘ. その他特殊割引乗車券類

例：バス・鉄道共通1日乗車券類、季節割引乗車券類、周遊割引乗車券類等

(2) 特殊定期旅客運賃

イ. 利用時間限定割引定期券類

例：昼間定期券類、買物定期券類等

ロ. 利用期間限定割引定期券類

例：夏休み専用定期券類、学期定期券類等

第4. ～第5. (略)

第6. 割引運賃の種類

1. (略)

2. 営業割引運賃

需要喚起等を目的として、適用する期間又は区間その他の条件を付して設定する運賃であって一般割引運賃以外のものであり、主な種類は次のとおりとする。

(1) 特殊普通旅客運賃

イ. 団体割引乗車券類、学生団体割引乗車券類等

ロ. 利用日限定乗降フリー乗車券類

例：1日乗降フリー乗車券類、特定地域内乗降フリー1日乗車券類等

ハ. 記念乗車券類（適用期間を限定したもの）

(新設)

(新設)

ニ. その他特殊割引乗車券類

例：バス・鉄道共通1日乗車券類、季節割引乗車券類、周遊割引乗車券類等

(2) 特殊定期旅客運賃

イ. 利用時間限定割引定期券類

例：昼間定期券類、買物定期券類等

ロ. 利用期間限定割引定期券類

例：夏休み専用定期券類、学期定期券類等

<p>ハ. 利用日限定割引定期券類 例：平日定期券類等</p> <p>ニ. 特定地域フリー定期券類</p> <p>ホ. 複数路線共通定期券類</p> <p><u>ハ. 高頻度利用者割引定期券類（一定期間の乗車回数に応じて割引率等を変動させるもの）</u></p> <p>ト. その他特殊割引定期券類 例：高齢者割引定期券類、環境定期券類、継続購入割引定期券類等</p> <p>(3) 特殊回数旅客運賃</p> <p>イ. 利用時間限定割引回数券類 例：昼間回数券類、買物回数券等</p> <p>ロ. 利用日限定割引回数券類 例：ノーマイカーデー専用回数券類、土日祝日割引回数券類等</p> <p>ハ. 高頻度利用者割引回数券類（一定期間の乗車回数に応じて乗車券類を提供するもの）</p> <p>ニ. その他特殊割引回数券類 例：高齢者割引回数券類、特殊割増区間における地域住民の負担軽減用割引回数券類等</p>	<p>ハ. 利用日限定割引定期券類 例：平日定期券類等</p> <p>ニ. 特定地域フリー定期券類</p> <p>ホ. 複数路線共通定期券類 <u>（新設）</u></p> <p>ト. その他特殊割引定期券類 例：高齢者割引定期券類、環境定期券類、継続購入割引定期券類等</p> <p>(3) 特殊回数旅客運賃</p> <p>イ. 利用時間限定割引回数券類 例：昼間回数券類、買物回数券等</p> <p>ロ. 利用日限定割引回数券類 例：ノーマイカーデー専用回数券類、土日祝日割引回数券類等</p> <p>ハ. 高頻度利用者割引（乗車回数に応じて乗車券類を提供することにより、<u>需要喚起を図る割引制度</u>）</p> <p>ニ. その他特殊割引回数券類 例：高齢者割引回数券類、特殊割増区間における地域住民の負担軽減用割引回数券類等</p>
---	---

附 則（令和6年3月29日 国自旅第418号）

本制度は、令和6年3月29日以降に申請又は届け出るものから適用するものとする。